

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：17501  
研究種目：若手研究(B)  
研究期間：2013～2016  
課題番号：25750293  
研究課題名(和文)幕末長崎の近代スポーツ萌芽に関する外交交渉史研究：競馬場・遊歩場設置をめぐる

研究課題名(英文)A historical study of the negotiations conducted for the germination of modern sports in Nagasaki toward the end of the Tokugawa period: Focusing on the need for a racecourse and a promenade

研究代表者  
田端 真弓(TABATA, Mayumi)  
大分大学・教育学部・准教授

研究者番号：60648608  
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はスポーツ史としての立場から、慶応元年12月までの長崎における競馬場設置に関する交渉の内容を明らかにすることを目的とした。初代イギリス公使であったオールコックは長崎外国人居留地に住む外国人の「運動」のために競馬場の設置を要求した。長崎奉行とオールコックの交渉は少なくとも文久3年には開始されていた。長崎奉行は長さ752間の競馬場絵図面を作成していた。しかし、候補地の未決や費用をめぐる交渉がまとまらず、同意に至らなかった。慶応元年12月以降交渉は複雑になり、慶応2年末に競馬場設置交渉は終息したとみられる。

研究成果の概要(英文)： This study aims to clarify, from the viewpoint of sports history studies, the context in which the Nagasaki bugyo (the magistrate of Nagasaki) and the foreign governor and consul of Britain negotiated the drafting and building of a racecourse for horse racing in Nagasaki until December 1865. The first British governor, Sir Rutherford Alcock, ordered the building of a racecourse for the purpose of physical exercise and recreation for foreign residents of Nagasaki Settlement. The negotiations between the Nagasaki bugyo and Sir Alcock began in 1863 at least. The Nagasaki bugyo had drawn up illustrated plans and drafts for a 752-ken long racecourse. However, the negotiations were not concluded in an agreement owing to claims including the pendency of candidate areas and expenses incurred by both parties. The negotiations became convoluted after December 1865 and they came to an end in late 1866.

研究分野：スポーツ史

キーワード：競馬 外国人居留地 長崎奉行 イギリス公使 イギリススポーツ

## 1. 研究開始当初の背景

本研究課題は「幕末明治期の長崎における欧米スポーツの移入と定着に関する研究」(2012年4月～2013年3月)と題する研究課題によって、史料の収集や一部の史料の解釈・検討が進められ、そこから新たに生じた課題に取り組むことが目的となっていた。本研究課題でも取り扱う『雑書書抜』や「長崎競馬場遊歩場設置一件」、また中心的な史料となる『遊歩場御用留』はすでに収集されており、とりわけ前者については一定の研究成果も公表していた。たとえば、『雑書書抜』からは当時の競馬場設置議論がイギリス、フランスを代表とする公使を巻き込んだ問題であり、「地料」「改税」「埋葬」といった問題とともに位置づけられていることから外交問題であったこと、競馬場を設置する場所が決定していながら最終的には頓挫していること、そしてそのような結果となった理由として、長崎の地理、地形が交渉の障害となったこと、また費用面においてイギリスフランスの公使間で一定の結論をみることができなかったことが挙げられた。そして、費用に関する両国の意見の相違が競馬場設置案の違いとなって表れたが、日本側で交渉を担っていた長崎奉行は、イギリス案にするよりもフランス案を受け入れた方が「都合」がいいと考えていたことが明らかになっていた。(引用文献)

このように『雑書書抜』を主として用いた上述のような成果は、あくまで慶応2(1866)年5～7月を取り扱ったに過ぎなかったことから幕末長崎における競馬場設置の議論の開始時期を検討すること、次に『雑書書抜』はあくまで「書抜」であったことから議論の具体的内容を検討すること、中心的史料と考えられる『遊歩場御用留』を用いた考察に及んでいなかったことから当該史料を用いて検討することがさらなる課題となっていた。

## 2. 研究の目的

これまでの欧米スポーツ移入に関する研究は、外国人居留地をかまえた横浜や神戸に着目し、その実態が多くの研究者によって明らかにされてきた。外国人たちは異国の地に立たされた「窒息感」からの解放を求めてスポーツを行っていた。しかし、長崎にも外国人居留地が存在し、菱谷は長崎ではレガッタが実施されたこと、競馬についてはそのような施設が設置されようとしていたこと(引用文献)を指摘していた。また立川は横浜の競馬の実態を明らかにした。長崎の競馬場については、議論の内容を明らかにし、それにかかわる各国公使、領事、商人の動向から競馬場設置問題を外交の一端と位置づけている。また、幕末長崎の交渉が明治政府によって引き継がれたことを指摘している。(引用文献)しかし、競馬をイギリススポーツとしてとらえた視座には及んでおらず、スポーツ史的観点からの検討が必要であった。そこ

で本研究課題では、長崎の地理的、政治的拠点として果たした役割を明確にし、内外スポーツ交渉史としての立場から、幕末長崎における競馬場設置に関する交渉の内容を明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

上述のような研究の背景と目的を踏まえて、まず、長崎居留地の様相と競馬場設置交渉期の長崎奉行の状況を明確にし、続いて『遊歩場御用留』から長崎における競馬場交渉の開始時期を検討する。そして交渉の具体的内容を明らかにする。開始時期の検討に際しては、長崎の競馬場設置要求が誰によってなされたのか、またそれがどのようなものであったのかについて、具体的な内容の検討に際しては、結果的に長崎には競馬場が設置されなかったという立場からいかなることがスポーツ移入の障害となったのかについて着目しながら進めた。本研究で用いた主たる史料は、既述の『遊歩場御用留』であるが、当該史料については慶応元年12月までを検討の対象とした。

## 4. 研究成果

### (1) 長崎居留地の様相と外国人の生活

安政5(1858)年に締結された安政の仮条約によって長崎の開港が決定し、長崎にも外国人居留地が設置されることとなる。当初幕府が持っていた居留地の構想は、外国人の要求によって覆され、「原型」が完成するのが元治元年のことであった。当時の長崎は貿易上の拠点とみなされ、西洋人にとってその期待は高かったが、明治期が近くなる頃には外国人たちは更なる利益を求めて江戸や大坂へと移っていった。このように、開港当初の長崎は海外貿易の拠点としての役割を持ち、多数の外国人が居住する場所でもあった。そこで展開されたスポーツは、菱谷(引用文献)によれば、そこではレガッタが行われ、Nagasaki Club というクラブが設立されていたという。これらはイギリス人の主導によるものであった。

このような長崎を司っていたのが長崎奉行であった。開港によって長崎奉行の国内的立場は変質を遂げたとみられるが、吉岡(引用文献)によれば、一開港場へと質的転換を迫られた時期にあたり、このような変革のなかで競馬場に関する交渉がなされたことが言及される。

### (2) 競馬場設置交渉の開始時期

競馬場の設置交渉は、史料から考えれば、当時イギリス公使であったオールコックの要求によって出されたとみられる。彼は、日本に居住する外国人の「運動」のために競馬場を設置したいと考えていたのであった。彼は日本との交渉のほとんどに「満足」していたが、競馬場の設置交渉だけが唯一未解決であったと述べ、本国へ帰国する前になんとか

成就させたい「願」のようなものであった。交渉記録からは、交渉の開始時期は明確にはならなかったが、文久3(1863)年にはすでに外国人から競馬場設置要求が出され、かつ地元の地主と土地に関する議論が行われていることから、少なくとも文久3年には交渉が開始されていたことが明らかになった。

### (3) 慶応元年までの交渉内容

オールコックの要求を受けて、幕府及び長崎奉行は交渉に取り掛かったが、地主と折り合いをつけること、費用面において外国人と同意を得ることが交渉成立のための課題であったとみられる。外国人は長崎の地形が「手狭」であっても横浜のような競馬場を設置したい、そしてその費用は横浜にならって幕府負担としたいが、一部については外国人が支払ってもいいと考えていた。そこであがった候補地が「浦上」であった。「浦上」とは耕作地として適した上質の土地であり、地主を説得することが当局の課題となった。ここで大きな問題となったのが、費用面と土地の補償についてであった。外国人が2年分の土地代は前払いをすると述べたのに対して、日本側は、4年分は払い受けたいと考えていた。さらに、4年後に競馬場として使用しなくなった場合はどのように対処するのかということも議論していた。長崎奉行は一度競馬場にしてしまった土地を戻すのは困難であることから規定を設けてほしいと主張した。長崎奉行としては、地元住民の生活を考慮してイギリス側の支払いに関する主張に応じなかったとみられる。このように、「浦上」をめぐる候補地の問題と費用の問題が新たに生じたのである。

一方で長崎奉行は慶応元年の段階で簡単な絵図面を作成していた。競馬場の周囲はおよそ752間であった。「浦上」案が難航するなかで、外国人は「遊歩」する場所がほしいと「苦情」を出していた。そこでイギリス長崎領事のガワーによって出されたのが「戸町村」を候補地として新案であった。これに対して幕府と長崎奉行は候補地の変更せずに、「浦上」を進めることを決め、早速「下知」を出し、それを日本側の決定としてガワーに伝えた。しかし、ガワーは居留地から「浦上」までは道が狭いために、外国人が乗馬で道を通行すれば日本人に怪我を負わせることになると主張し、結局長崎奉行はガワーを説得ができずに、交渉がまとまらなくなった。

このような交渉経過によって議論は慶応2年以降複雑になっていった。結果として、慶応2年末に競馬場設置交渉は終息したとみられる。

### (4) 今後の展望

上に述べたように、本研究では慶応元年までの交渉経過や設置交渉が終息した時期、すなわちそれが慶応2年末であったことを明らかにしたが、同年中の交渉内容の検討には至

らず、それが今後の課題として残された。また、本研究課題において競馬をイギリススポーツとして捉えることにより、幕末長崎における競馬場設置と遊歩場設置の問題はまずは個別に単独で検討することが必要になった。これは外国人にとっての競馬をどのように捉えるべきかといったスポーツ史の本質的問題を浮き彫りにする重要な課題になると考えられるからである。すなわち、今後の展望として、イギリススポーツとしての競馬を再考し、そのような点からこれまでに検討した交渉内容と本研究で残された慶応2年以降の内容を検討することで、長崎競馬場設置交渉を移入期のスポーツ史として位置づけることが可能になると考えられる。

また、本研究では他の外国人居留地に対する長崎外国人居留地の位置づけ、また長崎奉行の国内的な役割について十分な検討がなされてはいない。これらを深めつつ、一方で日本、とりわけ長崎に居住した外国人の生活にも着目しながら、今後も研究を継続していきたい。

### <引用文献>

田端真弓、幕末長崎の競馬場・遊歩場設置をめぐる交渉の一経過：『雑書書拔』を中心に、健康科学(九州大学健康科学センター発行)、第35号、2013年、pp.17-24

菱谷武平、長崎外国人居留地の研究、九州大学出版会、1988年、pp.106-110

立川健治、幕末・長崎における競馬場設置問題、富山大学人文学部紀要、第39号、2003年、pp.17-45

吉岡誠也、幕末期における長崎奉行所の組織改革、日本歴史、第767号、2012年、pp.38-55

### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

田端真弓、榊原浩晃、幕末長崎における居留外国人の競馬場設置要求：慶応元年までの近代スポーツ萌芽の観点から、健康・スポーツ科学研究、査読無、第2号、2014年、pp.25-37

〔学会発表〕(計2件)

田端真弓、幕末長崎の絵図面史料にみる競馬場設置構想の推移：競馬場設置構想の終息から遊歩道設置への転換、日本体育学会、岩手大学(岩手県・盛岡市)、2014年8月27日

田端真弓、幕末長崎における競馬場設置構想に関する絵図面と関連資料、九州体育・スポーツ学会第62回大会、九州共立大学(福岡県・北九州市)、2013年9月15日

〔図書〕(計0件)

なし

〔産業財産権〕

なし

出願状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田端 真弓 (TABATA, Mayumi)  
大分大学・教育学部・准教授  
研究者番号：60648608

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし